

2015. 9. 01

## 厚生年金の加入逃れはもうできませんよ！

特定社会保険労務士 川端 重夫

### 1. なぜいま、『社会保険』の加入促進なのか？

国税庁は、従業員の所得税を給与天引きで国に納めている法人事業所を約250万社把握しているが、このうち厚生年金に加入しているのは約170万社で、その差の80万社は加入を逃れている可能性が高いという。厚労省はすでに国税庁から所在地などの情報提供を受け、未加入事業所を割り出す作業を進めています。この加入促進に対する予算が平成25年度は22億円だったのに、平成27年度は101億円となり、国は本気で『社会保険』への加入促進を推し進める覚悟と思われま

### 2. 社会保険(厚生年金保険・健康保険)への加入要件とは？

法人(株式会社・有限会社等)であれば、社長一人の会社でも社会保険は強制加入とされており、会社や従業員に加入の有無の自由はありません。加入の自由が認められているのは、従業員が5人未満の個人事業所のみです(ただし、理容・美容・旅館・飲食店や農林水産業、税理士・弁護士等の士業などは従業員数に関係なく加入は自由)。したがって、多くの会社は社会保険への加入が義務付けられています。

### 3. 加入を怠っているとどうなりますか？

最近『日本年金機構』より次のようなお知らせが事業主に送られています。

#### 厚生年金保険・健康保険の加入について

厚生年金保険・健康保険制度は、民間の会社等で働く役員や従業員の方々のための老後等における所得保障及び医療保障のために極めて重要な役割を担うものです。このため法律により、『全ての法人事業所(事業主・役員のみの場合も含む)』は加入が義務付けられています。つきましては、同封の「厚生年金保険・健康保険制度のご案内」の内容をご確認いただき、厚生年金保険等の適用事業所に該当する場合は、平成27年〇月〇日までに加入の手続きをお取りいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。適用事業所に該当する状況で社会保険に加入手続きを行っていただけない場合には、今後法律の規定に基づいて『立入検査』を行い、加入していただくこととなりますので、事業主様が自主的に届出されますようお願い申し上げます。

このようなお知らせが届き、上記加入要件に該当してしましたら、必ず速やかに加入の手続きを取って下さい。もしそのまま放置しますと、年金事務所から来所通知・訪問指導となり、立入検査となりますと社会保険に最大2年前に遡って強制加入させられ、保険料も2年分の負担となります。

こうなりますと、従業員にも2年分負担を求めたら退職してしまうかも知れません。実質会社が負担しなければなりません。大切な従業員を失って、かつ、莫大な負担を強いられるなら、会社の存続に影響するでしょう。立入検査前なら多少の交渉の余地はあるでしょう。加入勧奨の通知が届きましたら、放置せずに速やかに加入手続きをしましょう。

### 4. 注意すべき調査のポイント

- ①代表取締役役に報酬を支払っている場合は、仮に非常勤であってもすべての報酬を合算して届け出る必要があります(二以上事業所勤務届)。
- ②パート・アルバイトでも一定の要件に該当すれば強制加入となります。その基準は、正社員の労働時間の概ね4分の3以上の勤務実績があれば強制加入です。特に年金を受給している人が新規に加入者となりますと今まで受給していた年金の返還が求められますのでご注意ください。例えば、正社員の労働時間が1週40時間1ヵ月22日勤務の場合、パート等が1週30時間以上、1ヵ月16日以上勤務があれば強制加入です。

### 5. マイナンバー制度になるともっと厳しくなります。

平成28年1月からマイナンバー制度がスタートし、社会保障と税が一元管理されます。マイナンバー制度が導入されると、社会保険の加入状況は完全に把握されます。もう加入を逃れることはできません。

以上

お問い合わせは「ビジネス会計人クラブ・事務局」へお願いいたします。

B. A. C 『企業再生・整理・再起』支援チーム <http://kigyo-saisei.seesaa.net/>

リスクカウンセラー 細野孟士/中小企業診断士 佐々木文安/弁護士 安達一彦  
司法書士 星野文仁/司法書士 原内直哉/社会保険労務士 川端重夫/税理士 宮森俊樹/弁理士 酒井俊之